

## 堺市シェアサイクル実証実験 仕様書

### 1 事業目的

堺市（以下、「本市」とする。）においては、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に伴い、周遊環境を向上させることが課題であることから、IoTを活用したシェアサイクルを導入することで、利用者ニーズや回遊性向上等の検証を行う。さらに既存の公共交通機関を補完する移動手段としての可能性や事業採算性、継続性等の検証も行う。

また現在導入している「さかいコミュニティサイクル」の課題解決に向けて、シェアサイクルとの共存等の可能性を探るなど、今後の本市の貸自転車の方向性を明らかにすることを目的とする。

### 2 事業実施期間

協定書締結日から令和4年3月31日（予定）

### 3 実施エリア

堺市中心市街地（約190ha）、旧市街地・環濠エリア、百舌鳥古墳群周辺エリア

※別紙「堺市シェアサイクル実証実験実施エリア及びサイクルポート候補地一覧【全体】」参照

※上記エリアでの事業実施を必須とする。

上記エリア以外での事業実施についても、協議に応じること。

また、堺市域内において、その他の主要駅前及びその周辺施設等で拡大して実施することや他都市等との広域連携は差し支えない。

### 4 役割分担

#### （1）堺市

- ア 実証実験全体の総括
- イ 本市が提供するサイクルポート用地の確保（使用承認・占用手続き含む）
- ウ 関係事業者（鉄道、バス事業者等）との調整
- エ 市民等への周知、広報

#### （2）民間事業者

- ア 実証実験の運営
- イ 事業の運営（利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置、苦情対応等）
- ウ 施設（サイクルポート）及び器材（自転車、サイクルラック等）の整備・維持管理及び実証実験終了後の原状回復
- エ 違法駐輪対策
- オ 本市が提供するサイクルポート用地以外でのサイクルポート用地の確保
- カ 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組
- キ 各種データの収集・整理及び分析と本市への提供
- ク 満足度や交通行動の変化等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- ケ 必要に応じて関係事業者（鉄道、バス事業者等）との調整

- コ 本市の事業への協力（自転車利用促進等への自転車の提供）
- サ 事業報告

## 5 実証実験に係る費用

- (1) 本事業の運営に要する費用はすべて民間事業者の負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。
- (2) 本市が提供するサイクルポート用地の使用又は占用に係る費用については、免除する。
- (3) 堺市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年条例第9号）第29条及び第30条第2項の規定により、本事業に使用する自転車が撤去・保管された場合の費用は、民間事業者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、民間事業者が責任をもって対応処理すること。

## 6 料金、付帯事業、収支

- (1) 公共交通機関を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金設定を行うこと。
- (2) デポジット料金を徴収する場合、事業期間の終了などを理由として、利用者が解約を希望するときは、利用者の求めに応じ、確実に料金を返金すること。
- (3) 本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (4) 本事業を独立した事業として継続的に採算が取れるよう運営すること。
- (5) 本事業における利用料金収入は、全て民間事業者に帰属する。

## 7 利用方法等

- (1) IoTを活用し、利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、また、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。
- (2) 利用者の個人認証を行うこと。
- (3) 登録情報の入力は必要最小限のものとすること。
- (4) 市内在住者、通勤・通学者、来街者、外国人等、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (5) 利用者登録は、スマートフォンやインターネット、有人窓口等、様々な方法や場所での登録を可能とすること。
- (6) 多様な利用者に配慮し、多言語対応とすること。
- (7) 料金収受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカードや電子マネー（交通ICカード含む）、キャリア決済のうち1つ以上を利用できるようにすること。
- (8) 利用方法等は、利用者がわかりやすいような工夫を行うこと。

## 8 自転車の仕様

- (1) 自転車は、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) 自転車の車種は、普通自転車又は電動アシスト自転車を問わない。
- (3) 自転車の位置情報が把握できるような機能を搭載すること。
- (4) 自転車は、技術力を持ったものが週1回以上メンテナンスを行うこと。
- (5) 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付けるなど、道路交通法等の関係法令に適合した自転車を使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとすること。
- (6) 自転車には、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の管理者に問い合わせることがないよう工夫すること。

## 9 サイクルポートの仕様

- (1) サイクルポートは、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) サイクルポートには、原則として自転車ラックを設置すること。（自転車1台につき1基のラックとする。）また、サイクルポートに区画線を引く必要がある場合などは、他の区画と明確に区分すること。
- (3) サイクルポートの設置に係る手法について、各施設管理者や関係部署などと個々に協議すること。ただし、設置場所の管理者との協議において設置が認められない場合は本市と協議すること。
- (4) サイクルポート以外及びサイクルポートのラック数以上に自転車が返却出来ないシステムとし、違法駐輪が起こらないような工夫をあらかじめ行うこと。
- (5) サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。
- (6) サイクルポートは、設置及び撤去が容易なものとすること。
- (7) サイクルポートに電源が必要な場合は、民間事業者が電源を確保すること。
- (8) サイクルポートは、安全に運用するため、週1回以上メンテナンスを行うこと。
- (9) 実証実験終了後は、事業運営のために設置したサイクルポート、その他の設備を撤去し、原状回復を原則とする。
- (10) サイクルポート設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (11) サイクルポートには、利用方法、事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の管理者に問い合わせることがないよう工夫すること。

## 10 サイクルポート候補地

- (1) 事業開始時点で、本市が提供するサイクルポート候補地は別紙「堺市シェアサイクル実証実験実施エリア及びサイクルポート候補地一覧【全体】」及び「堺市シェアサイクル実証実験提供予定サイクルポート候補地一覧【詳細】」参照。ただし、このサイクルポート候補地は、土地所有者、施設管理者、交通管理者（警察）、所管部署などと詳細な協議、調整が必要となる場合があり、変更となる場合もある。
- (2) 本市提供のサイクルポート候補地はできるだけ使用をすること。
- (3) 事業開始後、本市は新たなサイクルポート候補地を提供することがある。

- (4) 実施期間中、民間事業者は、本市に対し、公有財産又は、民間施設用地を使用したサイクルポート設置の提案を行うことも可能とする。
- (5) 民有地における附置が義務づけられた自転車駐車場へのサイクルポート設置は認めない。
- (6) サイクルポート候補地には基本的に電源がないため、電気使用にあたっては、民間事業者と電力会社との間で協議が必要となる。
- (7) 実証実験開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置したサイクルポートを撤去する必要が生じた場合は、事前に本市と民間事業者で協議を行う。
- (8) 民間事業者が本市の公有財産を使用して、サイクルポートを設置した場合において施設利用者に支障が生じたときは、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

## 1.1 運営方法

- (1) 本事業の運営にあたっては、運営組織を本市内に設置するとともに、適正な人員を配置し、円滑な運営を心がけること。
- (2) 事業を実施するにあたり、トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (3) 原則として、全日（24時間・年間365日）の利用が可能なこと。
- (4) 時間単位、日単位等多様な料金プランがあること。ただし、月単位について定額利用は不可とする。（法人利用プランを除く。）
- (5) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、コールセンター等を設置すること。また、営業時間外についても、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (6) 配置している自転車に偏りが生じた場合は、利用者に支障をきたさないよう、台数を平準化するなど、サイクルポート間で自転車の再配置を行うこと。
- (7) 利用者に対して自転車を放置させないよう周知徹底するとともに自転車がサイクルポート以外の場所に放置された場合は、速やかに回収すること。
- (8) サイクルポートに本事業と関係のない自転車が停められないよう配慮するとともに、停められていた場合は早期に適切な対応を行うこと。
- (9) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (10) 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。さらに、可能な限りヘルメットを貸与するなど着用促進をすること。  
※堺市自転車のまちづくり推進条例では、自転車利用者は自転車損害賠償保険等に加入しなければならないと定められている。また、全年齢でヘルメット着用を努力義務としている。
- (11) 利用者の個人情報及び情報資産は、堺市個人情報保護条例等関係法令に基づき適正に管理すること。
- (12) 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (13) 自転車には防犯登録を行うなど盗難対策を行うこと。
- (14) サイクルポートを設置した場合において、その全てのサイクルポートについて、第三者から苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。

- (15) オペレーションスタッフには、できる限り市内居住者を雇用したり、市内自転車店等事業者を活用するなど本市の経済活性化につながるよう配慮に努めること。
- (16) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、民間事業者の負担とすること。

## 1.2 結果報告

- (1) 民間事業者は、実施状況、利用状況（登録者数、利用者数、利用時間等）、交通データ等その他の本事業運営に係るデータを収集し、本市に提供すること。
- (2) 事業者は、必要に応じて利用者に満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査（全4回程度）を実施し、調査結果を本市に報告すること。
- (3) 民間事業者は、下記報告書を本市に提出すること。

報告書	提出時期	内容
定期（月）報告書	実施月の翌月 15 日まで	月毎の実施・利用状況、収支、各種データ、課題・問題点等 その他本市が指示する事項
定期（四半期）報告書	各四半期終了から 30 日以内	四半期毎の実施・利用状況、収支、各種データ、課題・問題点等 その他本市が指示する事項
中間報告書（2回）	令和3年4月末及び 令和3年10月末	令和3年3月末及び令和3年9月末までの実施・利用状況、収支、各種データ、課題・問題点等 本市でのシェアサイクル事業の課題等 利用者の満足度等に関するアンケート実施結果 その他本市が指示する事項
最終報告書	終了後 30 日以内	実証期間すべての実施・利用状況、収支、各種データ、課題・問題点等 本市でのシェアサイクル事業の課題等 利用者の満足度等に関するアンケート実施結果 その他本市が指示する事項

## 1.3 スケジュール

募集要項の配布	令和元年10月24日（木）
参加資格確認申請書の受付期限	令和元年11月 7日（木）午後5時まで
質問書の受付期限	令和元年11月 7日（木）午後5時まで
質問書の回答期限	令和元年11月15日（金）（予定）
企画提案書等の受付期限	令和元年11月22日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和元年11月28日（木）（予定）
審査結果通知	令和元年12月 4日（水）（予定）
協定締結	令和元年12月下旬（予定）
事業開始	令和2年 3月中旬（予定）